

畜産における経営安定対策の概要

平成16年10月
農林水産省
生産局畜産部

1 加工原料乳生産者補給金制度

制度の目的

加工原料乳生産者補給金制度は、生乳の計画生産と相まって、指定生乳生産者団体の下で計画生産に参加する生産者を対象に、加工原料乳の再生産を可能とし、生乳の一定量が特定乳製品向けに仕向けられることを確保することにより、生乳全体の需給安定を図ることを目的としている。

補給金の水準

補給金の水準については、決定過程の透明性・客観性を確保する観点から、平成13年度からこれまでの不足払いによる算定方法(保証価格 - 基準取引価格)を改め、生産費の変動等に基づく一定のルールにより算定することとなった。

16年度は、前年度から22銭/kg引き下げの10.52円で決定した。

限度数量

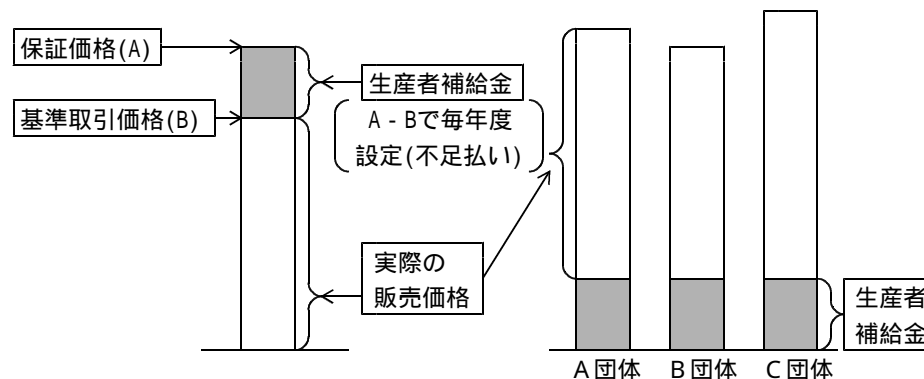
補給金の交付に係る加工原料乳の限度数量については、飲用牛乳及び乳製品の需給事情等を考慮して決定している。

16年度については、前年度据え置きで210万トンで決定した。

加工原料乳生産者補給金制度の仕組み

[改正前]

[改正後] (平成13年度から)



補給金単価及び限度数量等の推移

(単位：円/kg、千トン)

年度	H元	5	10	11	12	13	14	15	16
保証価格	79.83	76.75	73.86	73.36	72.13	-	-	-	-
基準取引価格	67.25	65.26	63.02	62.56	61.83	-	-	-	-
補給金単価	12.58	11.49	10.84	10.80	10.30	10.30	11.00	10.74	10.52
限度数量	2,300	2,350	2,400	2,400	2,400	2,270	2,200	2,100	2,100

2 肉用子牛生産者補給金制度

制度の目的

肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入自由化に係る事情の変化が肉用子牛の価格に及ぼす影響を緩和し、肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としている。

制度の仕組み

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、

ア 保証基準価格は、「肉用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨として」定めることとしている。

イ 合理化目標価格は、「牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発展を図るため肉用子牛の生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として」定めることとしている。

保証基準価格及び合理化目標価格は、5区分(黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種、乳用種、交雑種(肉専用種と乳用種との交雑))で設定している。

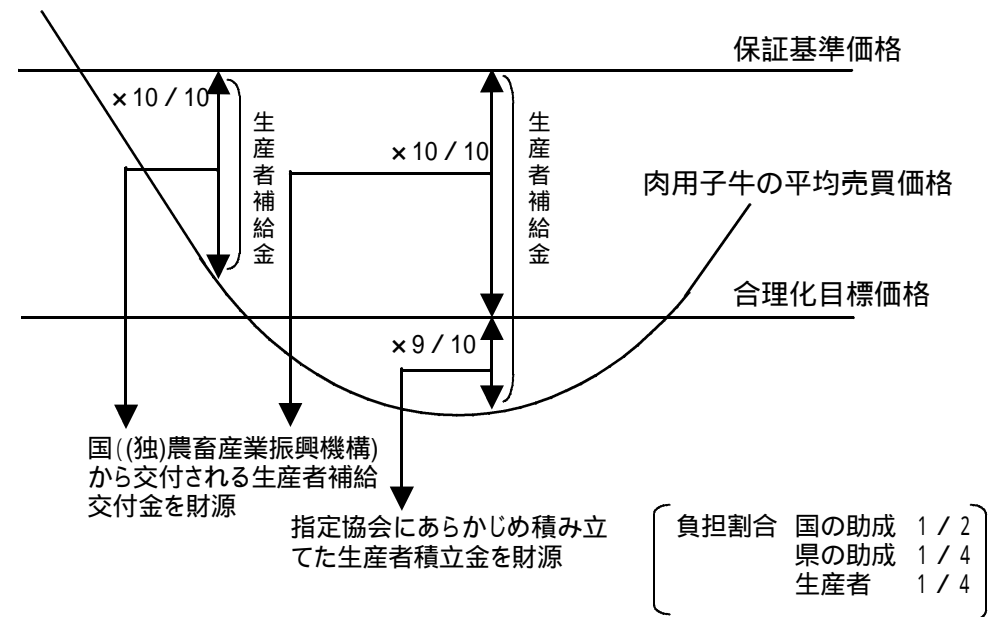
指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格の推移

【保証基準価格】

(単位：円/頭)

品種区分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	肉専用種以外の品種	
平成2年度	304,000	214,000	214,000	165,000	
3	304,000	214,000	214,000	165,000	
4	304,000	214,000	214,000	165,000	
5	304,000	280,000	211,000	164,000	
6	304,000	280,000	208,000	162,000	
7	304,000	280,000	204,000	157,000	
8	304,000	280,000	203,000	156,000	
9	304,000	280,000	203,000	156,000	
10	304,000	280,000	202,000	156,000	
11	304,000	280,000	200,000	156,000	
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
12	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
13	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
14	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
15	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
16	304,000	280,000	200,000	129,000	175,000

肉用子牛生産者補給金制度の仕組み



【合理化目標価格】

(単位：円/頭)

品種区分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	肉専用種以外の品種	
平成2年度	267,000	188,000	188,000	142,000	
3	267,000	188,000	188,000	140,000	
4	267,000	183,000	183,000	138,000	
5	267,000	246,000	173,000	134,000	
6	267,000	246,000	163,000	126,000	
7	267,000	246,000	153,000	114,000	
8	267,000	246,000	150,000	111,000	
9	267,000	246,000	150,000	111,000	
10	267,000	246,000	147,000	111,000	
11	267,000	246,000	141,000	111,000	
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
12	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
13	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
14	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
15	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
16	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000

3 肉用牛肥育経営安定対策事業

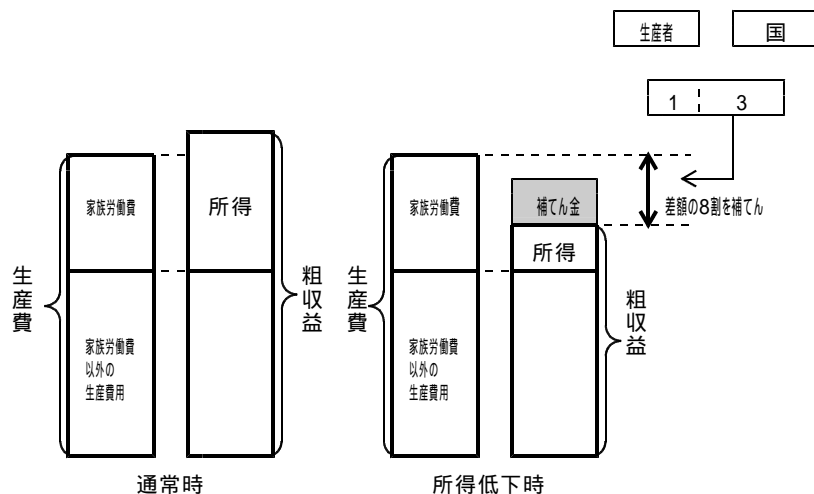
制度の目的

肉用牛肥育経営安定対策事業は、牛肉(枝肉)の価格が下落し、肥育農家の家族労働費が償えない場合において、国と生産者により造成された基金から補てん金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的としている。

制度の仕組み

都道府県ごとに肥育牛1頭当たりの推定所得が平均家族労働費を下回った場合に、その水準に応じて四半期ごとに肥育牛生産者に補てん金を交付する。

- ア 拠出割合 生産者:国 = 1:3
- イ 事業実施期間 平成16年度～平成18年度
- ウ 発動基準 地域の直近3カ年の平均家族労働費(全国平均を上限)
- エ 補てん割合 基準家族労働費と四半期平均推定所得との差額分の8割
- オ 対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種の3区分(必要に応じて褐毛・短角の設定も可能)
- カ 生産者積立金 都道府県ごとに金額を決定



補てん金単価の推移

(単位：円/頭)

		肉専用種	交雑種	乳用種
H13年度	第1四半期	22,900	-	-
	第2四半期	47,300	-	6,600
	第3四半期	72,600	34,100	28,300
	第4四半期	72,600	34,100	28,300
H14年度	4月	72,600	34,100	28,300
	5月	72,600	34,100	28,300
	6月	72,600	34,100	28,300
	7月	21,100	33,800	28,300
	8月	10,100	7,300	28,300
	9月	5,600	-	28,300
	10月	-	-	25,800
	11月	-	-	-
	12月	-	7,300	28,300
	1月	-	17,400	28,300
	2月	-	-	28,300
	3月	-	-	28,300
H15年度	第1四半期	-	-	28,300
	第2四半期	-	-	28,300
	第3四半期	-	-	28,300
	第4四半期	-	-	-

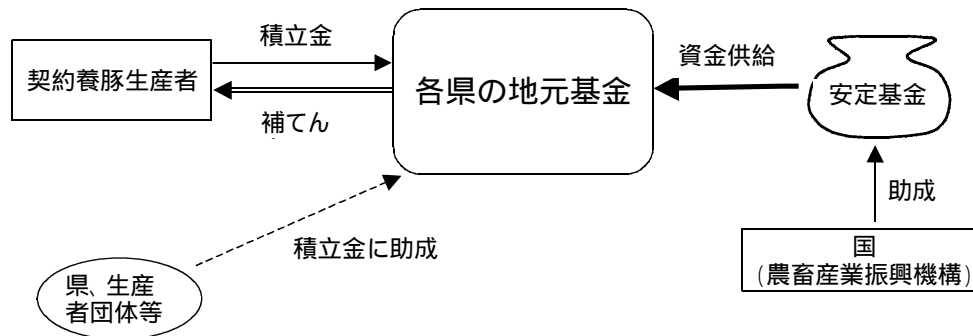
4 地域肉豚生産安定基金造成事業

制度の目的

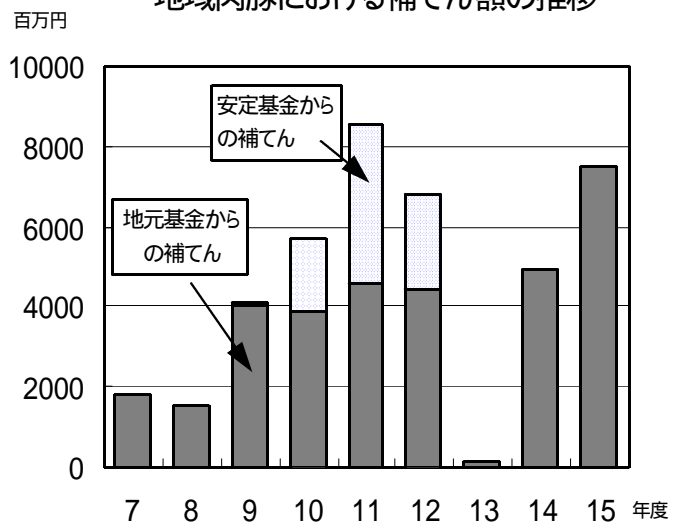
地域肉豚生産安定基金造成事業は、各県の生産者等が自主的に基金を積み立てて実施している豚肉の価格差補てん事業に対し、各県の基金が枯渇した際にバックアップすることによって養豚経営の安定を図ることを目的としている。

地域肉豚生産安定基金造成事業の仕組み

基金造成の流れ



地域肉豚における補てん額の推移



豚肉市場価格と補てんの関係

